

「群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準」の一部改正について

1 改正の背景及び目的

群馬県廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準は、廃棄物処理施設の構造及び維持管理等に関する基準について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるもののほか、必要な事項を定め、持続可能な循環型社会づくりに向けて、地域理解の促進及び廃棄物の適正処理の推進を図り、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮を図ることを目的としています。

平成25年10月の「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、平成27年11月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令が改正され、新たに廃水銀、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物が定義されました。また、平成29年6月9日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則が改正され、廃水銀等の処分基準並びに水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準等が定められました。

これら水銀に関する政省令の改正を受け、本基準を一部改正するものです。

2 改正案の概要

(1) 積替施設の構造及び維持管理基準に係る規定の追加

特別な管理が必要となる水銀廃棄物の積替施設及び保管施設について、上乗せとなる個別基準を規定します。

(2) 中間処理施設の構造及び維持管理基準に係る規定の追加

ア 廃金属水銀等を精製・硫化・固型化する場合について、上乗せとなる個別基準を規定します。

イ 水銀含有ばいじん等を処分する方法について、コンクリート固型化以外の方法を規定します。

ウ 水銀使用製品産業廃棄物を処分する場合に、水銀が飛散し、及び流出しないよう上乗せとなる個別基準を規定します。

(3) 最終処分場の構造及び維持管理基準に係る規定の追加

基準適合廃水銀等処理物の埋立てについて、上乗せとなる個別基準を規定します。

(4) 換算係数の追加

廃棄物処理施設の処理能力の計算に当たって、廃水銀等（処分するために処理したものを含む。）の体積及び重量の換算に使用する係数を規定します。

(5) 施行日

施行日は平成29年10月1日。なお、施行日前に着工し、又は稼働している施設については、施行日から6月間、改正規定の適用を猶予します。

(6) その他

表記の統一等を図るため、軽微な語句修正をします。